



# 山形県公報

平成20年12月19日(金)  
第2004号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                  |                   |      |
|----------------------------------|-------------------|------|
| 山形県ワーク・ライフ・バランス憲章の制定.....        | (女性青少年政策室) ...    | 1593 |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定..... | (庄内総合支庁福祉課) ...   | 1594 |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....              | (村山総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....              | ( 同 ) ...         | 1595 |
| 県営土地改良事業計画の変更.....               | (最上総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 県道の供用の開始.....                    | (最上総合支庁建設総務課) ... | 1596 |
| 道路の区域の変更.....                    | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 県道の供用の開始.....                    | ( 同 ) ...         | 同    |
| 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出.....       | (都市計画課) ...       | 1597 |
| 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....       | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同.....                           | ( 同 ) ...         | 同    |

### 公 告

|                          |             |      |
|--------------------------|-------------|------|
| 山形県労働委員会委員候補者の推薦.....    | (雇用労政課) ... | 同    |
| 平成20年度種苗生産事業者講習会の実施..... | (森 林 課) ... | 1598 |

## 告 示

山形県告示第1091号

山形県ワーク・ライフ・バランス憲章を次のとおり制定した。  
平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県ワーク・ライフ・バランス憲章 仕事と生活の調和がとれた社会をめざして

私たちは、家庭や職場、地域社会においてそれぞれに役割を持っており、そして誰もがその責任を果たしたいと願っています。この思いを実現し、安心して暮らせる、活力ある豊かな山形県を築くためには、私たち一人ひとりがそれぞれの持つ力を発揮できる「全員参加」の社会づくりを進めることが必要です。

このため、私たちは、男性も女性もあらためて自らの生活や働き方を見つめ直し、いきいきと仕事をし、子育てや介護にたずさわり、地域活動に取り組んでいかなければなりません。

また、企業等は、あらゆる職場において、働く人の生活に配慮した働き方ができるよう努めることにより、働く意欲の向上や人材の確保・定着などの効果を期待することができます。

さらに、行政は、県民や企業等の取り組みが効果的に進められるような環境づくりに努めていかなければなりません。

私たちは、山形県の特徴でもある三世同居や地域社会が有する助け合いの風土といった、これまで培ってきた家族や地域の「絆」を活かし、世代間や地域住民同士で支え合い、家庭生活・仕事・地域活動において、それぞれ調和のとれた生き方ができる“やまがた”らしい社会の実現に向け、しっかりと考え、そして実践することが大切です。

私たちは、ここに仕事と生活の調和がとれた社会をめざして憲章を制定し、県民、企業等、行政が力を合わせて取り組むことを誓います。

（家庭） 助け合う

- 1 家族みんなが助け合い、家族の絆きずなを大切にする家庭をつくります。
- 2 男性も家庭生活に参加し、共に喜び合える家庭をつくります。

（職場） 分かち合う

- 3 働き方を見直し、いきいきと活躍できる職場をつくります。
- 4 子育てや介護をしながら仕事を続けられる職場をつくります。

（地域社会） 育み合う

- 5 一人ひとりが能力を發揮し、育み合う社会をつくります。
- 6 地域活動に積極的に参加し、住民同士で支え合う地域をつくります。
- 7 地域全体で子育てを応援し、子育てしやすい社会をつくります。

山形県告示第1092号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日     |
|------------------------------|-------------------------------|-------------|-----|-----------|
| 特定非営利活動法人あらた酒田市北新町一丁目1番43号   | 障害者サポートセンターあらた酒田市東町一丁目15番地の25 | 生活介護        | 12名 | 平成20.12.1 |
| 特定非営利活動法人あらた酒田市北新町一丁目1番43号   | 障害者サポートセンターあらた酒田市東町一丁目15番地の25 | 就労継続支援（B型）  | 18名 | 同         |

山形県告示第1093号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大江町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所                  |
|----------|-------|---------------------|
| 理事       | 伊藤正一郎 | 西村山郡大江町大字小見535番地の12 |
| 同        | 清水利夫  | 同 大字本郷丙235番地        |
| 同        | 渡辺祐司  | 同 大字塩の平83番地         |
| 同        | 佐藤乾三  | 同 大字本郷乙33番地         |
| 同        | 鈴木正一  | 同 大字左沢481番地         |
| 同        | 小野壮一郎 | 同 大字三郷乙278番地の2      |
| 同        | 大泉啓一  | 同 大字月布23番地、24番地     |

|     |           |   |             |
|-----|-----------|---|-------------|
| 同   | 公 平 政 広   | 同 | 大字本郷己32番地   |
| 同   | 柏 倉 公 次 郎 | 同 | 大字橋上118番地   |
| 監 事 | 柏 倉 昭 一   | 同 | 大字橋上130番地の4 |
| 同   | 最 上 三 通 男 | 同 | 大字荻野325番地   |
| 同   | 五 十 嵐 文 雄 | 同 | 大字富沢183番地   |

## 山形県告示第1094号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大江町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所               |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事      | 清 水 利 夫   | 西村山郡大江町大字本郷丙235番地 |
| 同        | 明 石 永 七   | 同 大字左沢478番地       |
| 同        | 渡 邊 厚     | 同 大字塩の平95番地       |
| 同        | 佐 藤 乾 三   | 同 大字本郷乙33番地       |
| 同        | 大 泉 啓 一   | 同 大字月布23番地、24番地   |
| 同        | 柏 倉 公 次 郎 | 同 大字橋上118番地       |
| 同        | 伊 藤 晃     | 同 大字小見239番地       |
| 同        | 菊 地 良 男   | 同 大字三郷乙754番地      |
| 同        | 渡 邊 善 彦   | 同 大字左沢296番地       |
| 監 事      | 鈴 木 正 清   | 同 大字十八才甲227番地     |
| 同        | 高 取 謙 造   | 同 大字荻野164番地       |
| 同        | 堀 陽 一     | 同 大字富沢164番地       |

## 山形県告示第1095号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営大石堰地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営大石堰地区土地改良事業（中山間地域総合農地防災事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
最上町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成20年12月19日から平成21年 1月27日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月19日から平成21年 1月 5日まで縦覧に供する。  
平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 福寿野熊高線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字縄路377番 2 から  
同 字熊高80番 7 まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月26日

山形県告示1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月19日から平成21年 1月 5日まで縦覧に供する。  
平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 湯田川羽前水沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|--------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 鶴岡市水沢字木ノ下205番 3 から<br>同 字水京 6 番 1 まで | 旧    | 18.0 メートル<br>?<br>13.6 | メートル<br>192 |
| 同 上                                  |      | 39.0 メートル<br>?<br>10.0 | メートル<br>173 |
| 同 上                                  | 新    | 39.0 メートル<br>?<br>10.0 | 同 上         |

山形県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年12月19日から平成21年 1月 5日まで縦覧に供する。  
平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 湯田川羽前水沢停車場線

- 2 供用開始の区間 鶴岡市水沢字木ノ下205番3から  
同 字水京6番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年12月19日

## 山形県告示第1099号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、東根市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地区画整理事業の名称  
東根都市計画事業一本木土地区画整理事業
- 2 換地処分の内容  
平成20年10月23日付け指令都計第11号で認可した換地計画のとおり。
- 3 換地処分の年月日  
平成20年10月24日

## 山形県告示第1100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画地区計画  
(2) 名称 東長岡工業地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第1101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画地区計画  
(2) 名称 荒谷小才勝地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 公 告

山形県労働委員会の第40期委員の任期が平成21年3月21日をもって満了するため、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり同委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 推薦資格を有するもの
- (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合
- (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するもの 山形県の区域内のみに組織を有する使用者団体

2 推薦される者の資格

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。

3 推薦手続

(1) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

イ 被推薦者の履歴書

ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書

ハ 労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書

(2) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

イ 被推薦者の履歴書

ロ 委員に就任することについての被推薦者の内諾書

ハ 定款、寄附行為又は団体規約等の写し

4 推薦期間

平成21年1月9日（金）から同月30日（金）まで

5 推薦書の提出先

商工労働観光部雇用労政課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地

( 電話番号 )

労働組合（使用者団体）名

代表者氏名

印

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者委員（使用者委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 生年月日        | 住 所<br>( 電話番号 ) | 連 絡 先<br>( 電話番号 ) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|-------------|-----------------|-------------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日生( 歳 ) | 郵便番号            | 郵便番号              |     |     |     |

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成20年度の種苗生産事業者講習会を次のとおり実施する。

平成20年12月19日

山形県知事 齋 藤 弘

1 講習会の日時及び場所

(1) 日 時 平成21年2月9日（月） 午前10時から午後5時まで

(2) 場 所 寒河江市大字寒河江丙2707

山形県森林研究センター

2 受講手続

受講申込書を平成21年1月23日（金）までに住所地を所管する総合支庁の森林整備課に提出すること。

3 その他

詳細については、農林水産部森林課（電話023(630)2528）又は各総合支庁の森林整備課に問い合わせること。

平成20年12月19日印刷  
平成20年12月19日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056